

# 造林意欲増進事業のご案内

～人工林資源保続支援基金（通称 Re:もりファンド）～

長期間放置された造林未済地の解消に取り組む  
意欲のある林業事業体を応援します



造林未済地解消事業、若しくは、豊かな森づくり推進事業と併用できます

## 『造林意欲増進事業』とは？

着実な再造林を進め人工林資源の保続に貢献し、森林資源の循環利用を推進するため、木材等生産林の区域において長期間放置されている造林未済地での再造林に取り組む意欲のある林業事業体に対し、地拵えにおける掛増しとなる経費を助成し、林業事業体による造林未済地の早期解消を促進します。

今年度から助成の内容や手続きが変更となりますのでご注意ください。

## 助成内容

### ■ 助成対象

林業事業体が主体となって森林所有者に働きかけて再造林を行う造林未済地で、次のすべてに該当する森林であること。

- (1) 令和2年（2020年）3月31日以前に伐採が終了した人工林伐採跡地で、令和8年4月1日現在、再造林又は天然更新がされていない森林
- (2) 市町村森林整備計画に定める森林の区分が木材等生産林
- (3) 森林面積が1申請当たり1ha以上
- (4) 次のア又はイに該当する森林
  - ア 個人が所有する森林
  - イ 個人が所有する森林を造林未済地解消のため林業事業体等（市町村、大企業を除く）が購入して植栽する森林

### ■ 助成対象者

助成対象の森林の所有者又は当該所有者から造林事業を受託した者

### ■ 助成内容

森林経営計画に基づき植栽又は準備地拵えを行った場合に、機械地拵えの掛増し経費を助成（植栽又は準備地拵えを完了した森林のみが対象となります）

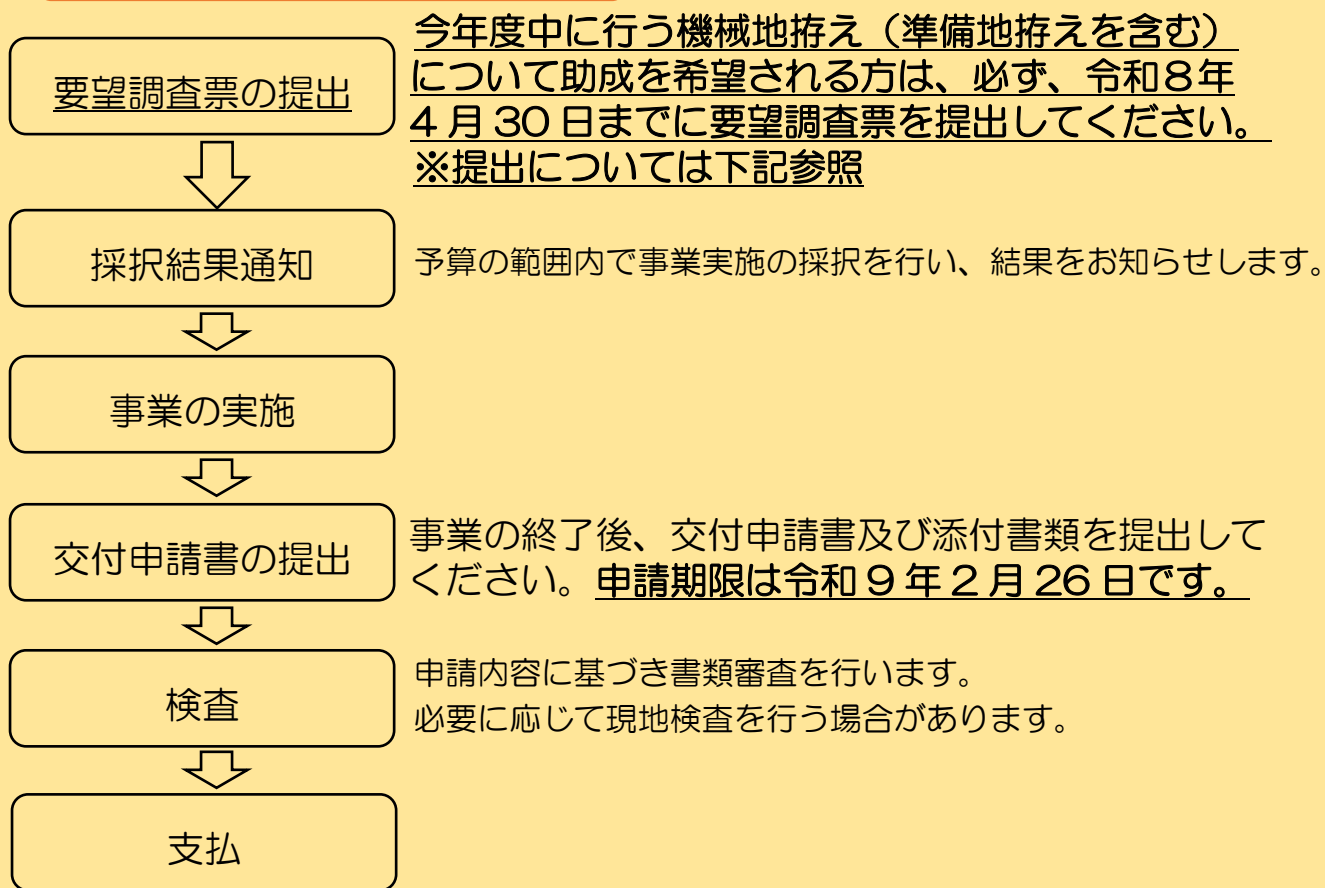
#### ・ 機械地拵えの掛増し経費

助成対象地での植栽又は準備地拵えに当たって機械地拵えを実施し、別に定める「標準的な人工数」を超過した分について、1人工当たり22千円を助成する。

ただし、ha当たり3人工（66千円）を上限とする。

(例) 平坦地での全刈地拵え（耕耘無・手刈補正有）の「標準的な人工数」が5人工/haで実績が7人工/haとなった場合 掛増し分2人工×22千円=44千円/haを助成

## 要望から支払までの事業の流れ



## 令和8年度要望調査票の提出について

### ■ 要望方法

助成を希望される方は、必ず、助成内容に示す要件を満たすことをご確認の上、期限までに要望調査票及び添付書類を以下の提出先まで郵送、FAX、電子メール又は持参により提出してください。

### ■ 要望期限

**令和8年4月30日** この期限以降に提出される要望は受付できません。

### ■ 添付書類

森林経営計画書（写）、森林計画図

### ■ 提出先及び問い合わせ先

提出先：人工林資源保続支援基金事務局（北海道森林組合連合会内）

住 所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1-9

TEL：011-621-4293(代表)

FAX：011-644-3707

E-mail：shinrin-seibi@doshinren.or.jp

採択後の事業箇所の変更は認められません。

また、事業内容を確認するため、追加で資料を求める場合があります。

詳細は、別紙「令和8年度造林意欲増進事業の実施について」  
又は <http://www.doshinren.or.jp/> をご覧ください。